

労働者保護制度の見直しに関する意見書

現在、国においては、成長戦略の中で、「予見可能性の高い労働紛争解決システム」の構築や「多様な正社員」の普及・拡大、「労働者派遣制度」の見直しなどといった労働者を保護する制度の見直しなどの議論がされているが、労働者の地位の保全と生活環境の保護にも十分留意する制度となることが求められる。

よって、国においては、下記の事項について特段の措置を講じるよう強く要望する。

記

- 1 労働法制の改革にあたっては、働く人の立場に立った本来の労働者保護の法制度と理念を維持すること。
- 2 労働者保護に関する議論は、国際労働機関（ILO）の三者構成原則に基づく、労働者代表委員、使用者代表委員、公益委員で構成される労働政策審議会において行うこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成26年9月26日

宮 崎 県 議 会

衆 議 院 議 長	伊 吹 文 明 殿
参 議 院 議 長	山 崎 正 昭 殿
内 閣 総 理 大 臣	安 倍 晋 三 殿
財 務 大 臣	麻 生 太 郎 殿
厚 生 労 働 大 臣	塩 崎 恭 久 殿
内 閣 官 房 長 官	菅 義 偉 殿
経 済 再 生 担 当 大 臣	甘 利 明 殿